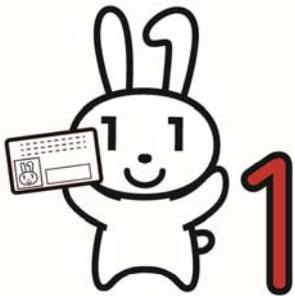


リーフレット掲載先のご案内

マイナンバーカードの積極的な取得及び活用

マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告やマイナポータル連携を活用した年末調整・確定申告手続はマイナンバーカードの取得が必要になります。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用や令和4年3月28日から開始した公金受取口座の登録についても開始されました。



https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/mynumber_info.pdf



自宅からのe-Taxに関するお願い

令和4年分確定申告につきましても、スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力できるスマホ申告が大変便利となっており、職場内の感染リスク軽減のためにも、従業員の皆様が確定申告を行う際には、確定申告会場へ赴くことなく、自宅からe-Taxを利用した申告手続等を行うことができます。



https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/01.pdf



https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/02.pdf



キャッシュレス納付の利用拡大

キャッシュレス納付とは、ダイレクト納付、インターネットバンキング等納付、振替納税、クレジットカード納付の4種類の納付手続をいい、このうちダイレクト納付とは、簡単なクリック操作で、登録した預貯金口座から、振替により国税を納付できる手続であり、全ての税目で利用できるほか、納税者の方に手数料等の負担が発生しません。

特に源泉所得税を毎月納付している方にとっては、徴収高計算書をe-Taxで送信した後に、そのまま即時又は納付日を指定して納付することができることから、金融機関や税務署の窓口に出向く必要がなく、また、納付を忘れるリスクを防止することができ、大変便利な納付手続となっております。



<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022008-038.pdf>



国税庁ホームページ

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ
<https://www.nta.go.jp> 又は をご覧ください。



パソコン及びスマホサイトは、
こちらのコードからご利用になれます。

